

北区立児童発達支援センター運営業務委託 に関する公募型プロポーザル募集要項

令和7年2月

東 京 都 北 区
児童発達支援センター

目次

1	目的.....	3
2	業務概要.....	3
3	参加資格プロポーザル参加者に要求される資格.....	3
4	募集スケジュール及び審査方法.....	4
	（1）募集スケジュール.....	4
	（2）審査方法.....	5
5	募集要項の配布期間及び配布方法.....	5
	（1）配布期間.....	5
	（2）配布方法.....	5
6	質問・回答.....	5
7	参加表明書類の提出.....	5
	（1）提出書類.....	5
	（2）提出先.....	6
	（3）提出方法.....	6
	（4）提出期限.....	6
8	提案書・見積書の提出.....	6
	（1）提案書の作成様式及び記載要領.....	6
	（2）見積書.....	7
	（3）提出先.....	7
	（4）提出方法.....	7
	（5）提出期限.....	7
9	提案書の記載事項.....	7
	（1）本業務実施の基本的な考え方.....	7
	（2）業務の実施体制.....	7
	（3）事業内容に関する提案.....	7
	（4）安全管理・対策に関する事項.....	8
10	第一次審査（書類審査）.....	8
11	第二次審査（プレゼンテーション審査）.....	8
	（1）実施時期.....	8
	（2）出席者.....	8
	（3）必要な機材.....	8
	（4）諸注意.....	8
	（5）評価基準.....	8
12	その他の留意事項.....	8

13 問合せ先 9

北区立児童発達支援センター運営業務委託に関する
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

児童福祉法第43条に規定される児童発達支援センターとして、障害児及び発達障がいになる児童に、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、相談支援や関係機関との連携により、地域の中核的な支援機関として、児童期における切れ目ない支援を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務件名

北区立児童発達支援センター運営業務委託

(2) 実施場所

北区立児童発達支援センター（北区王子6丁目7番地3）※
相談室、個別指導室、療育室、預かり室、事務室等

※令和9年度以降、児童相談所等複合施設（北区赤羽台1-3-13）に移転予定

(3) 業務内容

別紙「北区立児童発達支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

北区立児童発達支援センター運営業務委託

令和8年1月5日から令和9年3月31日まで

なお、令和8年1月5日から令和8年3月31日までを北区立児童発達支援センター委託引継期間とする。

(5) 委託料上限額

189,713,000円とする。内訳は以下のとおり。

ア北区立児童発達支援センター運営業務委託

178,598,000円(消費税及び地方消費税を含む)

イ北区立児童発達支援センター事業業務委託準備費用

11,115,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※本業務に係る令和7年度予算（令和8年度の債務負担含む）が議決され配当があることを条件とする。

※提案価格が委託料上限価格を上回る場合は、審査の対象としない。

※特定公契約案件となるため、原則として労働報酬下限額以上の賃金を支払うその他、北区公契約条例を遵守すること。

3 参加資格プロポーザル参加者に要求される資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の①～⑨の要件をすべて満たす事業者とします。複数の事業者が共同で申し込むことはできない。

①特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体もしくは株式会社等で、児童発達支援を令和3年4月1日以降に3年以上実施してきた民間事業者であること。

②関係法令を遵守し、社会福祉事業に熱意及び見識を有し、良好な実績があること

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

④代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。

⑤応募時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

⑥東京都北区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団関係者でないこと。

⑦宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

⑧法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑨経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。

4 募集スケジュール及び審査方法

(1) 募集スケジュール

日程	内容
令和7年2月12日（水）	募集要項の公表（北区ホームページに掲載）
令和7年2月12日（水）午前9時 ～令和7年2月19日（水）午後5時	質問受付期間
令和7年2月12日（水）午前9時 ～令和7年2月17日（月）午後5時	参加表明書受付期間
令和7年2月12日（水）午前9時 ～令和7年2月28日（金）正午	提案書受付期間
令和7年2月21日（月）	質問回答
令和7年3月上旬	第一次審査
令和7年3月中旬	第一次審査結果通知
令和7年3月27日（木）	第二次審査

（2）審査方法

本プロポーザルの審査は、公募型プロポーザルとし、第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション審査）の二段階審査方式により行う。

それぞれの審査結果を合わせた総合的な評価を行い、随意契約交渉順位の第1位及び第2位を決定する。

なお、プロポーザルの審査は、北区立児童発達支援センター運営業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和6年11月22日区長決裁）に規定する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査し、決定する。

5 募集要項の配布期間及び配布方法

（1）配布期間

令和7年2月12日（水）午前9時から令和7年2月16日（日）午後5時まで

（2）配布方法

①ホームページからダウンロード

②北区立児童発達支援センター窓口にて直接配布

※窓口で配布を希望する者は、予め電話で日時を予約すること。

6 質問・回答

①受付期間 令和7年2月12日（水）午前9時から令和7年2月19日（水）午後5時まで

②方 法 **様式1**「質問書」に記載のうえ、電子メールで提出すること。

件名は、「【プロポーザル質問】北区立児童発達支援センター運営業務委託（事業者名）」と記載すること。

メールアドレス jidohattatsu@city.kita.lg.jp

③回答方法 質問者名を伏せたうえで2月21日（金）区のホームページで公開する。なお、評価基準の配点等、審査にかかわる質問や上記以外の方法で提出された質問には回答しない。

④留意事項 この期間に質問できる内容は、提案書・見積書の作成及び提出並びにプレゼンテーションの実施に係る内容を含む。提案書・見積書の提出やプレゼンテーションは、上記期限以降となるが、質問については上記までの受付となるため留意すること。

7 参加表明書類の提出

参加を希望する事業者は、期限までに次の書類一式を提出すること。

（1）提出書類

- ①参加表明書（**第4号様式**のとおり）
- ②直近3年間の財務諸表等（1部（様式自由、写し可））
- ③法人登記簿謄本（1部（応募申込日3か月以内に発行されたもの））
- ④印鑑証明書（1部（応募申込日3か月以内に発行されたもの））
- ⑤直近3年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税）
- ⑥直近3年間の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）
- ⑦直近3年間の固定資産税納税証明書（1部（写し可））
- ⑧事業者概要**様式2**
- ⑨児童発達支援センター等運営実績一覧表**様式3**
- ⑩会社の概要がわかるパンフレット等 3部

ただし、北区の競争入札参加資格を有している者は、「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分もコピー）を提出することで③④の書類を省略できる。

（2）提出先

東京都北区王子 6-7-3
東京都北区立児童発達支援センター
電話 03-3913-8841
メールアドレス jidohattatsu@city.kita.lg.jp

（3）提出方法

事前に担当者へ電話連絡のうえ提出先に上記提出書類一式（①～⑩）を持参すること。なお、②について、上記電子メールアドレス宛にデータも提出すること。データは、PDF形式とし、ZIPファイルにとりまとめのうえ、ファイル名を「【プロポーザル財務諸表等】北区立児童発達支援センター運営業務委託（事業者名）」とすること。

※持参する時の提出時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（4）提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時まで

8 提案書・見積書の提出

（1）提案書の作成様式及び記載要領

①書類のサイズはA4版用紙、文字の大きさは11ポイント以上、レイアウトは横とし、20ページ以内で作成すること。なお、図や表を用いる等、内容が見やすいような工夫を図ること。

※図表の作成等でA3版用紙を使用する場合はA4版用紙2ページとして数えること。

②提案書は**様式4**を用いて作成すること。詳細説明は、任意で資料を添付できることとする。

③審査の公平性、透明性を保つことから、提案書の内容や余白に法人名を表示しないこと。また、法人名を特定・類推させる記述は避けること。

④提出部数 紙媒体2部（1部社名入り、1部社名なし）

電子媒体1部（社名なし）※

※データの形式は「PDF形式」とし、ファイル名を「【プロポーザル提案書】北
区立児童発達支援センター運営業務委託（事業者名）」とすること。

（2）見積書

①見積書 各1部（税込価格で表示すること）

ア) 書式は様式5-1～5-3を全て使用すること。また、法人名および代表者
役職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

（3）提出先

7（2）と同様

（4）提出方法

・紙媒体

事前に担当者へ電話連絡のうえ提出先に持参すること。

※提出時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

・電子媒体

7（2）記載のメールアドレス宛に送付すること。

（5）提出期限

令和7年2月28日（金）正午まで

9 提案書の記載事項

仕様書により区が委託しようとしている内容を良く理解したうえで、次の内容
について記載すること。（記載する順番も次のとおりの順序とする。）

（1）本業務実施の基本的な考え方

①地域における発達支援の中核施設を運営するにあたっての基本的な考え方やコンセ
プト

②公立施設を運営する事業者としての責務

③本業務に関する実績、経験に基づくアピールポイント

（2）業務の実施体制

①業務統括責任者及びその他の従事者の資格、人員配置体制、指揮命令系統

②関係機関や他事業と連携ができる人材等、具体的な人材確保の取組

③人材育成や支援の質向上を意識した研修体制と北区子どもの権利と幸せに
関する条例、障害者虐待と障害者の権利擁護に関連する法令を遵守した取組

④事業に関する自己評価及び第三者評価の公表に関する取組や意見や要望、
苦情に対する対応策

（3）事業内容に関する提案

- ①各事業について実施に関する考え方や具体的な取組内容、及び法外サービス、家族支援、地域支援事業の充実に向けた取組
- ②年齢や障害の状況及び特性に応じた療育支援に対する考え方
- ③行政及び保育所、幼稚園、学校、医療機関等の関係機関との連携の考え方
- ④家族への支援や情報提供、連携の考え方
- (4) 安全管理・対策に関する事項
 - ①事故や災害発生時、感染症流行時の対応及び情報伝達体制、予防体制等
 - ②個人情報保護、情報セキュリティの取組

10 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、提出された提案書について審査を行い、第二次審査対象を3社程度に選定する。

11 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査は、第一次審査で提出された提案書の内容に基づき、提案者による提案内容のプレゼンテーション（10分以内）及びヒアリング（20分程度）を実施する。

(1) 実施時期

令和7年3月27日（木）

※日時・会場等の詳細は、各提案者に個別に通知する。

(2) 出席者

第二次審査の出席者は3名程度とし、本区を担当する当事業の業務責任者及び担当者が必ず出席し、主にプレゼンテーションを行うこと。

(3) 必要な機材

プレゼンテーションに必要な機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは区が会場に用意するが、その他必要なノートパソコン等機材については各自準備すること。

(4) 諸注意

①提出書類に記載されている内容以外の事項についてプレゼンテーションを行うことはできない。

②出席者は、事業者名を表示した衣類やバッジ等、事業者名を特定できるようなものを身に付けてはならない。

(5) 評価基準

①第一次審査 別紙2のとおり

②第二次審査 別紙3のとおり

12 その他の留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合は、提案書を提出することができない。

- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、当該プロポーザル審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、区より再提出の指示があった場合は除く。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 提案書中には参加者名を記入しない。
- (8) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。
- (9) 電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。
- (10) 参加表明書提出後、応募の辞退をする場合は、辞退届様式6を提出すること。
- (11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (12) 業務責任者は、業務における連絡の窓口となり、会議や打ち合わせ等には必ず同席すること。

13 問合せ先

東京都北区立児童発達支援センター 宇津木・藤井・塚田
〒114-0002
東京都北区王子6-7-3
電話 03-3913-8841 (直通)
メールアドレス jidohattatsu@city.kita.lg.jp